

「私らだけの問題ではない。国民みんなが幸せに暮らせる社会にしたい」

松島さん（京都原告団）

～全国から90人参加！ 生存権裁判の勝利に向け決意固める～

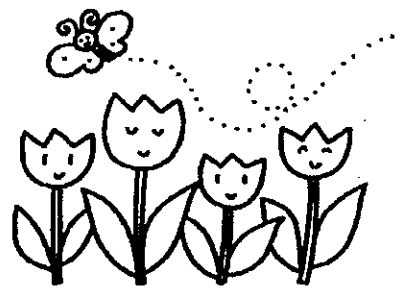
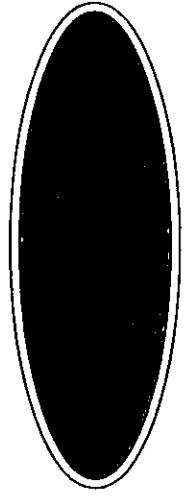
4月15日京都市内で、生存権裁判学習交流会（全国生存権裁判弁護団連絡会、全国生活と健康を守る会連合会の共催）が開催され、秋田、新潟、京都、広島、福岡などすでに高齢加算削減処分取消訴訟を提訴している各地を含め、全国から90名を超える原告、弁護団、支援組織など関係者が集まり、勝利への決意を固めあいました。

第二十九号 二〇〇六年四月発行
発行 全国生活保護裁判連絡会
事務局 竹下法律事務所
(〇七五―二四一―二二四四)

1 「格差社会」の中で公的扶助（生活保護）に民主主義の思想を取り入れることが重要

記念講演 大友信勝さん
（龍谷大学教授）

「生活保護の役割とその変化」
○「小さな政府」論に共通しているのは、富裕層を助け、低所得層に厳しい対応であること。所得再配分など民主主義の視点が余りに軽視されている。「財政危機論」から、増税か利用者負担増しかないような論理がまかりとおっている。
○生活保護世帯の中で高齢者世帯が半分を占めるのは「異常」であり、諸外国に例を見ない。これは、①年金額が保護基準を下回っていること、②ワーキングプアを排除していることが原因。いずれもドイツと対照的だ。ドイツでは高齢年金額が公的扶助水準を上回り、三〇代〜四〇代の稼働年齢層を公的扶助にしっかり取り込んでいる。
○国は、捕捉率（生活保護受給資格がある人のうち現に生活保護を受給している人の割合）の調査をしていな



い（捕捉率では日本が一〇〜二〇%に対して諸外国は少なくとも三〇%以上）。また公的扶助についての国際比較を出さない（先進国では保護率三〜四%が普通。日本はやっと一%を超えたぐらい）。これでは、何を基準に保護率の増加を主張しているのか分からない。単に近年の最低値である一九九五年からみて増えているということを言っているだけである。

○日本では、福祉について、市民社会（世間）には、普遍主義をいいながら、低所得層には選別主義となつていく。一般の福祉行政と生活保護行政の基準が違っている。ダブルスタンダード（二重基準）となつていく。

○経済的な「自立」だけが強調されているが、「自律」（自らの生活について自己決定できること。生活行為の内容まで干渉されないこと）が重要だ。つまり、憲法二十五条を基礎に、憲法十三条の個人の尊厳があるということだ。

○最近「格差社会」への批判が強まっている。格差の指標であるジニ係数は格差が拡大の一途をたどっていることを示している。これは国の政策が原因。所得税率は、この三十年間で最高税率が七十五%から三十七%へ半減している。この

減った分、社会保険料などの負担が増えている。消費税は中間所得層が広く存在していることを前提とする。格差拡大の社会では、逆進性を強める。教育・学力格差は所得層に応じて拡大している。フリーター、ニートは低所得層に多い。正社員・パートの賃金格差も諸外国と比べ大きい。
○ダブルスタンダードを克服するには、選別主義のステイグマ・ミーンズテストを緩和し、公的扶助に民主主義の思想・視点を取り入れること、真の自立観を確立することが重要である。

2 特別報告

「格差社会」への挑戦

―最低生活費試算―（京都総評）

○京都総評では、最賃改善などの取り組みを進めるなかで、組合員の協力・参加のもとこの一年半かけて最低生活費試算を行った。基準とした生活は「生命の維持・単なる肉体的能率の維持の水準ではなく、今日的な生活様式を満たしうる最低の社会的再生産の水準」とした。持ち物調査等詳細な調査や検討を行った結果、若年単身者モデルで月額一八五、四二六円、中年夫婦と子二人モデルで月四五七、九〇六円となった。

「厚生労働省『生活保護行政を適正に運営するための手引（案）』

批判」（生保裁判連）

○生活保護裁判連からは、一二三号通知のいっそうの徹底、警察との常時連携や、不正受給について告発の手順を初めて示すなどの「手引（案）」の問題点を指摘。集会の最後に、この「手引（案）」の撤回を求め

る決議が満場の拍手で承認された。

3 各地の取り組み

○ **京都（原告二名）** ↓ 第四回口頭弁論まで終了。相手方は書面を出すだけ。口を開くのは日程調整のときだけ。原告の松島さん「最低生活費の中身を明らかにしたい」、同じく三島さん「高齢加算があつて初めて最低生活が送れていた。加算という言葉はおかしい」と訴えている。現在、高齢者の生活や生計費を調査・分析中。原告に家計簿をつけてもらったが、栄養学の観点から食生活を分析してもらっている。

○ **秋田（原告二名）** ↓ 第四回口頭弁論まで終了。五月十二日第五回目の弁論予定。秋田は、加藤人権裁判で勝訴確定し、その後、生活保護行政について県と一緒に改善してきた。自動車についても条件付で保有を認めている。裁判が、いろんなレベルでの改善につながるよう取り組んでいく。

○ **広島（原告三十二名）**

↓ 昨年十二月、全国初の集団提訴となった（三十名が高齢加算、二名が母子加算・多人数世帯削減）。マスコミの反響も大きく、提訴後も取材が続いている。五月十一日第二回目の弁論予定。

○ **新潟（原告七名）** ↓ 二

5 勝利への展望

「保護基準の切り下げは、最低賃金や年金水準などの切り下げに直結する問題である。この意義を市民に訴えていこう」
（竹下義樹・弁護士連絡会 事務局長）

○ この裁判の重大な意義を踏まえ、①全国キャラバンの実施、②手記・パンフレットの作成、③労働組合、高齢者団体、ひとり親組織をはじめ関連団体との共同、④学者・弁護士による理論構築、⑤資金確保等の提起がなされた。

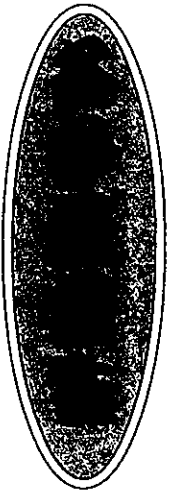
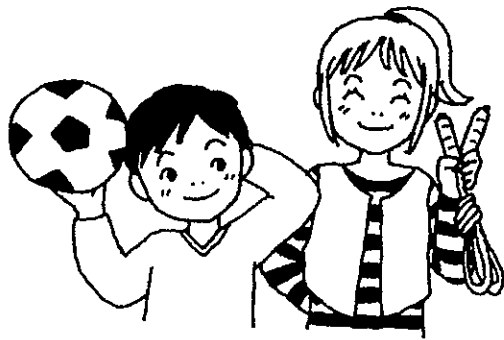
4 原告の訴え

○ **松島松太郎さん（京都）**
「この問題は、私らだけの問題ではない。国民みんなが幸せに暮らせる社会にしたい。私も八十歳になつた。いつまで頑張れるかわからんが頑張る」

○ **多比良佐知子さん（広島）**

「十八歳から八歳まで四人の子どもと暮らす母子家庭ですが生活保護費が減らされた。米だけでも月十五キロ必要。服も買えない。許せない気持ちで訴えた」

○ 母子加算を削減された高校生の子をもつ母子家庭の方からの提訴の決意など相次いだ。



生活保護変更決定等取消請求事件で京都市裁が不当判決！
弁護士 舟木 浩

1 はじめに
これまでも何度か生保裁判連ニュースでご紹介させて頂いた事件ですが、二〇〇五年十月二十日、京都地方裁判所が不当判決を言い渡しました。改めて事件を振り返り、京都地方裁判所の判決の主な問題点を指摘したいと思います。

2 事件の概要

本件訴訟を提起した野田さんは、腰椎椎間板ヘルニア、坐骨神経障害、頸椎症による右上肢及び両下肢機能障害により下半身が不自由なため、移動には車椅子が必要不可欠です。医師から就労不能と診断され、生活保護を受けています。神経障害で痛むため、内臓に電極を2つ入れており、毎日、外部操作で電気を流して痛みを和らげている状況です。また、利き手である右手の握力は、ほとんどありません。

野田さんは、二〇〇一年五月十日に障害基礎年金の支給決定を受け、同年一月に遡って年金の交付を受けることになりました。すると、福祉事務所は、障害基礎年金を収入として認定し、野田さんの保護費から年金の月額分六万七〇一六円を減額しました（変更決定）。また、福祉事務所

は、その間に受給していた保護費が過払いであったとして、生活保護法六十三条に基づき、過払い金額の全額返還を求めてきました（返還決定）。野田さんは、「障害基礎年金について少しも障害者の手元に残すことなく全額を収入認定するのはおかしい」「六十三条返還もおかしい」として2つの処分が違憲・違法であると主張し、二〇〇三年五月、提訴しました。

3 本件の争点

（1）車椅子を利用する重度の身体障害者は、移動のための交通費、介助費用等による支出の増加が避けられません。すべての障害者施策の基本となる障害者基本法一条は、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とすると明確に述べられています。そして、一般の障害者が障害基礎年金を受け取る場合であれば、年金を上記諸活動に伴う移動交通費等の支出の増加に充てることができる。しかし、生活保護を利用する障害者の場合、年金全額が収入として認定されてしまいます。たしかに、生活保護においても障害者に対する加算が認められており、実際に野田さんも加算を受けていました。しかし、その金額は、野田さんの場合で二万六九〇〇円にすぎず、重度の身体障害によって強いられる支出の増加を埋め合わせる金額ではありません。障害者基本法の目的を実現するために障害基礎年金が果た

している役割に照らせば、一定程度の金額は障害者の手元に残すべきです。全額の収入認定は、障害者の生活実態を無視したものと云わざるを得ません。

(2) また、生活保護法六十三条による返還についても、法は、その返還すべき額を「全額」とはしておらず、むしろ「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」として定めています。これは、一律に全額返還させるのではなく、保護利用者の自立を図る見地から必要な物品の購入を認め、その分の控除を認める趣旨です。

野田さんについても、当然、自立助長に必要な物品購入について十分な配慮が求められます。しかし、行政はこれを怠りました。野田さんは居室に室内用の車椅子がないため室内を横ばいで移動していました。トイレには手すりもなく、一旦便座に手を付いて、不安定な体勢で力を振り絞って便座まで腰を持ち上げていました。右手の握力がほとんどないために自力で拭くのが困難であるにもかかわらず、洗浄機能付きの便座もありませんでした。マンション出入口には段差があるにもかかわらず、何ら段差解消のための処置は取られていませんでした。本来、これらの生活上の不自由を補う物品の購入費相当分について控除がな

されるべきでしたが、行政はこれを怠ったのです。

4 京都府地方裁判所の不当判決

二〇〇五年十月二十日、京都府地方裁判所の判決が言い渡されました。その内容は、残念ながら、憲法二十五条を具体化する生活保護法の意義を理解せず、また重度障害者の生活実態についての理解や想像力をも欠いた不当な判決と言わざるを得ません。

(1) まず、裁判所は、変更決定に關して、「憲法二十五条は、厚生労働大臣の定める保護基準にかかわらず実際に必要とする最低限度の生活を満たすことができる生活保護を受給する権利を保障するものとはいえない」「車いすの利用者が社会参加のために一定程度のタクシー代の支出を余儀なくされることを考慮しても、保護基準で定める障害者加算の額が、原告の受給している上記額に照らし障害者の需要を考慮したものと見て、著しく低額とすることもできない」などと述べて、違憲性・違法性を認めませんでした。しかし、憲法二十五条はすべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、同条に基づく生活保護法がその内容を具体化しているのです。生活保護法九条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする」と必要即応の原

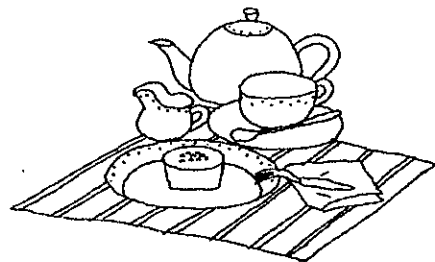
則を定めており、仮に一般の保護基準によると当該要保護者の最低限度の生活を維持できない場合には、福祉事務所は厚生労働大臣に情報提供して特別基準を設定するよう求めなければなりません。野田さんの生活実態を無視した裁判所の判示は、明らかに憲法二十五条及び生活保護法に反するものと言わざるを得ません。

(2) また、裁判所は、返還決定に關しても、福祉事務所の対応が「不親切で不相当なものであった」と認めながら、「洗浄機能付き便座、パソコン、ファクシミリ機などの物品は、一般家庭において必須のものとはいえない」などと述べて、違憲性・違法性を認めませんでした。しかし、このように一般家庭と比較することには全く合理性がありません。重度の障害者である野田さんにとって、最低限度の生活を維持するために必要不可欠な物品であるかが検証されなければならなかつたのです。裁判所の認定は、この点でも野田さんの生活実態を無視したものと云わざるを得ません。

5 大阪高等裁判所への控訴

本件訴訟は、野田さんの生存権を実現する意義を有するのみならず、障害基礎年金を収入として認定している現在の生活保護の運用に対して根本から疑問を

投げかけ、その見直しを迫るものです。自己責任論が台頭するなかで社会的弱者の切り捨てが進められている今日、貧困な障害者施策を問う本件訴訟には重大な意義があると云えます。野田さんは、上記の不当判決を受け、二〇〇五年十月二十七日、大阪高等裁判所に控訴しました。控訴審では弁護団を増員するとともに、学者の先生との勉強会も予定し、さらに議論を深めていく予定です。次回期日は、二〇〇六年五月十六日です。是非、多くの皆様に大阪高等裁判所まで傍聴にお越し頂き、ご支援を頂けたら幸いです。



戦没者の妻が受けた特別給付金の収入認定は違法として提訴

弁護士 吉原 稔

1, 大津市長は、八十三歳の老女の生活保護について戦没者の妻に対する特別給付金を特別償還（政府買い上げ）で一四二万円を取得

したからこれを収入認定するとして平成十六年六月十六日付で生活保護を廃止した。償還金が生活費として活用されたと認定される場合には収入認定するというのである。同女は収入認定による保護廃止は違法であるとして大津府地方裁判所に提訴した。戦没者の妻に対する特別給付金についての初の事件である。

2, 特別交付金は、慰謝料、弔慰金であるから、その用途は限定されていない。昭和三十八年の国会での西村国務大臣の答弁のように、特別交付金によって「妻の生活が救われる、収入でもって幸福になるべきもの」であるから、その金をパチンコや、旅行などの娯楽に使うことは勿論、母子家庭の生活を支えるのが、最良の使い道であり、生活が成り立つように使つてこそ、慰謝されるのである。特別交付金は、何に使つても自由であり、生活費に使つてこそ、弔慰金の機能を果たすのである。さらに、特別交付金は一時金であり、本来現金で全部を支給すべきところ、国庫に金がないので国債で十年満期で一年ごとに分割して交付するのである。国の都合で国債という証券で交付されたため、紙を持つているだけでは慰謝されないの、慰謝の目的に使用するためには現金化しなければならぬが、その現金化の方法によつて、通常の均等償還であれば収入認定されないが、特別償還であれば収入認定されて、生活保護の受給権が奪われて、弔慰金は逆に涙金となる。特別償還は生活保護を受けていることを

要件として申請により認められるが、特別償還を認められた途端に生活保護受給権が奪われるというのでは、特別償還という制度を設置した意味がない。特別償還は、生活保護を受けていない人には認められないのに、生活保護を受けている人には認められる特典であるかのごとく言いながら、特別償還を受けた途端に保護が廃止されるのであれば生活保護受給者に対する不合理な差別である。

これは、「せつかくやつた国債を途中で売るとは何事か」、「おそれおおくも金鵄勲章を質に入れるとは何事か」という発想である。このような不合理な基準によって、生活保護受給権を剥奪するのは、憲法二十五条の生存権に違反する憲法違反である。

3、特別償還の額は、二〇〇万円の額面の国債で一四三万二四〇〇円で、額面を大幅に割っている。もし、額面をはるかに超えて二〇〇万円以上で償還されたのであれば、額面を越える部分は収入認定するということならまだしも、額面割れであれば、特別償還の利益はない。均等償還であれば、小額であるから、豪遊はしないだろうといっても、貯金すれば同じことである。

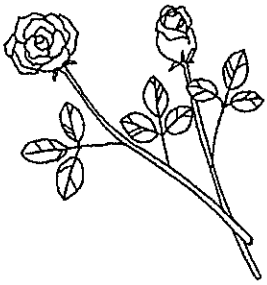
4、しかも、「生活費に使用されれば収入認定をする」としながら、課長通知では特別償還によって受け取った金額が、「生業計画

による生業資金に活用されたことが確認された場合」は、収入認定しないというのであるが、これは生業資金といいながら、生活費に使用することに違いはないから、まったく矛盾した基準を置いている。この法律が制定された昭和三十八年当時は、戦争未亡人は、三十八歳くらいで青年であったであろう。まだ若かった戦争未亡人にとっては、将来の長い人生のために、自立更正のための生業計画を提出し、生業資金に活用されることを確認するということも、まだ、多少なりとも、立法事実合理性があつたかもしれない。しかし、原告のように、当年八十三歳の古い先短い老女に、いままら「生業計画を立て、生業資金に活用されたことを確認する」「弔意を表す方法にだけ使え」でもなからう。要するに、課長通知をつくった当時と今とでは、立法事情が根本的に変化しているのである。立法事情が根本的に変化し、当時の基準を適用することに合理性がないのに、機械的に基準を適用するのは、不合理である。

5、この課長通知は、昭和三十九年の古いものであるが、生活保護関係法令通知集にも乗せられていない。県の担当者すら知らなかった。この課長通知は、いまや、時期を失して、生命力を失い、拘束性を持たないものである。「利用しうる資産、金銭は収入認定す

る」という原則を維持するために、特別交付金は原則として収入認定をしないという国務大臣が国会答弁をした方針と矛盾する基準を作ったため、このような一見して、意図不明の、小細工的な基準を作ったために矛盾が生じているのである。

6、法律制定後の昭和三十六年四月一日付け、厚生事務次官通達は「特別給付金は収入として認定しないこと」としているのに、昭和三十九年九月の課長通知は、特別償還金が「生業計画による生業資金に活用されたことが確認された場合」等3つの場合以外は生活費に活用されたものとして、収入認定するとしている。本件の生活保護廃止はこの課長通知によるものである。これは、上位の事務次官通知が、国債の償還金を収入認定しないとしているのを、その後、その下位の課長通知で、換骨奪胎させてひっくり返すのは、ルール違反であり、法律による実施基準としては合理性がなく違法である。



お知らせ!

第12回全国生活保護裁判連絡会総会・交流会

2006年10月1日(日)

今年の総会は、あの加藤訴訟の地、

秋田で開催!

今年の総会は、かの加藤人権裁判発祥の地、秋田で開催します。
詳細は次のニュースでご案内いたします。